



平成 18 年 1 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 ダイセキ環境ソリューション
代 表 者 名 代表取締役社長 二宮 利彦
コ ー ド 番 号 1 7 1 2 東 証 マ ザ ー ズ
問 合 せ 先 取締役企画管理部長 村 上 実
電 話 番 号 0 5 2 (6 1 1) 6 3 5 0 (代 表)

汚染土壌浄化施設認定に関するお知らせ
(ホットソイル工法による汚染土壌浄化施設として日本初の認定)

当社名古屋リサイクルセンターが、愛知県より『土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第7条第4項及び第9条第4項に基づき定められた「搬出する汚染土壌の処分方法を定める件」(平成15年環境省告示第20号)第二号の規定による汚染土壌浄化施設』の認定を受けました。浄化方法は、ホットソイル工法を採用しており、本工法による浄化施設としては、日本で初めての認定となります。詳細は下記のとおりですのでお知らせ申し上げます。

記

汚染土壌浄化施設認定の内容

施設名称	名古屋リサイクルセンター
所在地	愛知県東海市新宝町 29-1
認定年月日	平成 17 年 12 月 28 日
浄化方法	抽出(ホットソイル工法による加熱・揮発)(1)
浄化対象物質	揮発性有機化合物(VOC)(2)
処理能力	100 m ³ /日 (54,000 t/年)(3)

1. ホットソイル工法(以下「本工法」と言う。)とは、ホットソイルにより土壌を加熱し、揮発性有機化合物を抽出することにより汚染土壌の浄化を行なう方法です。本工法により浄化した土は、埋め戻し土としての利用が可能となり、当社としては、従来から行なっておりますセメント原料としてのリサイクルに加えて、新たなリサイクル方法が確立したこととなります。
なお、本工法は、(株)片山化学工業研究所が特許権を所有しており、当社は同社と特許使用契約を締結しております。また、本工法による浄化施設の仕様については、当社にて特許申請中です。
2. 土壌汚染対策法で定められた特定有害物質 26 項目中、11 項目が揮発性有機化合物(VOC)に該当します。
3. 名古屋リサイクルセンターのセメント原料処理能力は、300,000 t / 年で、従来と変更はありません。

期末までの期間が短いため、浄化施設の認定による当期の業績に与える影響は軽微であります。

なお、来期以降の業績に与える影響につきましては、年度決算発表時に併せてお知らせいたします。

以 上